

○鳥羽志勢広域連合税外収入金に係る督促手数料等徴収条例

（平成25年12月2日）
（条 例 第 4 号）

（趣旨）

第1条 この条例は、他の条例で特別に定めがあるもののほか、地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の3第2項の規定に基づく分担金、使用料、加入金、手数料及び過料その他広域連合の収入（以下「税外収入金」という。）に係る督促手数料及び延滞金並びに同法第228条第2項及び第3項の規定に基づく過料の徴収等について必要な事項を定めるものとする。

（督促状の発付）

第2条 税外収入金を納期限までに完納しない者があるときは、広域連合長は納期限後20日以内に納付の期限を指定して督促状を発しなければならない。

2 前項の督促状により、指定すべき納付の期限は、督促状発付の日から起算して15日を超えてはならない。

（督促手数料）

第3条 督促手数料は、督促状1通について82円とする。

（延滞金）

第4条 前条の規定により発した督促状に指定した期限までに、税外収入金及び督促手数料を完納しないときは、納期限の翌日から税外収入金完納の日までの日数に応じ、当該未納金額につき年14.6パーセント（当該納期限の翌日から1月を経過するまでの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を加算して徴収する。

（延滞金の端数計算）

第5条 延滞金額の計算の基礎となる未納金額に100円未満の端数があるとき、又はその未納金額の全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。

2 延滞金の確定金額に10円未満の端数があるとき、又はその全額が10円未満であるときは、その端数又はその全額を切り捨てる。

A 〔鳥羽志勢連合七〕 二二三〇

（延滞金の減免）

第6条 納付者が滞納したことについて、やむを得ない事由があると認める場合においては、広域連合長は、延滞金を減額し、又は免除することができる。

（過料）

第7条 分担金、使用料及び手数料の徴収に関する手続きに違反した者は、次項に定める者を除くほか、5万円以下の過料に処する。

- 2 詐欺その他不正の行為により、分担金、使用料又は手数料の徴収を免れた者は、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額（当該5倍の金額が5万円を超えないときは、5万円とする。）以下の過料に処する。

（委任）

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、広域連合長が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

（延滞金の割合の特例）

- 2 当分の間、第4条第1項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下この項において「特例基準割合適用年」という。）中においては、年14.6パーセントの割合にあっては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあっては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。